

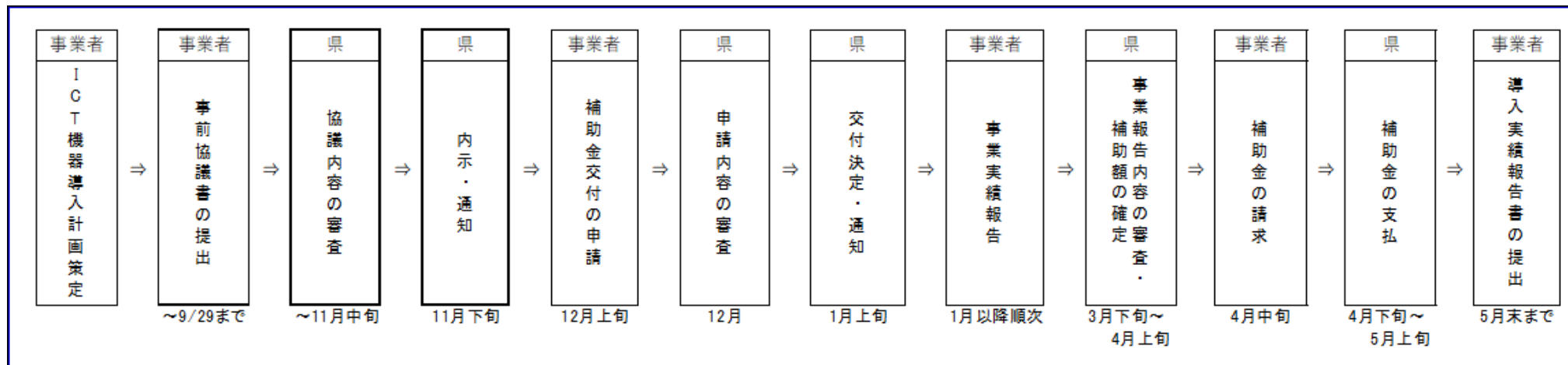
ICT 導入支援事業 よくある質問 まとめ

※よくあるご質問を元に、回答をまとめました。事前協議書作成の際に、ご一読ください。

<スケジュールについて>

本事業のスケジュールは以下を予定しています。

なお、事前協議書の件数等により遅れ等が生じる場合がございますのでご理解ください。



<補助対象経費について>

以下、各項目別に、対象経費の考え方を記載しています。

あくまで、一般的な考え方を記載したものであるため、対象となる旨の記載があっても、その他の要件※によっては対象外となる場合がございますのでご注意ください。

※その他の要件については、本ホームページ上部の「対象経費」ファイル内の「対象経費の要件詳細」等を必ずご確認ください。

○前提となる考え方

本事業は、記録業務、情報共有業務及び請求業務に関して、ICT機器を導入し、一貫通貫的な業務を可能とすることで介護事業所の業務負担を軽減すること、生産性を向上することを主眼としております。

したがって、本事業の対象となるのは記録業務、情報共有業務、請求業務の一貫通貫に資するものであり、一部例外的に、バックオフィス業務のソフトのみの導入や、本事業により導入したタブレット端末等を補助的に活用することが認められていることにご留意ください。

○ソフトウェア関係

既に導入している介護ソフトの改修費用や連携、機能追加に係る費用	介護ソフトの補助要件を満たすための改修や、一気通貫を実現するための「複数の介護ソフトの連携」や「新たな業務機能の追加」をするための改修費用も対象となる。
バックオフィス業務にのみ要するソフト	当該年度の補助による場合を含め、一気通貫が実現できている場合において、業務効率化に資すると判断できるバックオフィス業務ソフトは対象となる。
バックオフィス業務ソフトについて、外部業者にホームページ作成を委託する場合の委託費	対象外。バックオフィス業務のための「ソフト」の導入費用が対象である。

○ハードウェア関係

ノートパソコン	原則対象外。 ※介護ソフトを導入し、事業所内でタブレット端末等と同様の使い方をすれば対象となる。
タブレット端末	介護ソフトを導入し、記録業務、情報共有業務、請求業務の一気通貫に使用するものであれば、対象となる。 ※バックオフィス業務に使用することは差し支えないが、バックオフィス業務のみの目的で導入するものは対象外。
セキュリティ機器	記録業務、情報共有業務、請求業務の一気通貫に関するものであれば対象となる。 ※データ上のセキュリティのみを対象とする。したがって、防犯カメラや、盗難防止のチェーン等物理的な対策に係る経費は本事業の対象外。
ネットワーク機器（Wi-Fi等） ※更新・増強含む。	介護ロボット導入支援事業の対象とならない場合であって、かつ、記録業務、情報共有業務、請求業務に必要なものである場合には対象となる。バックオフィス業務のために導入するものである場合には、対象外。
インカム機器等	介護ロボット導入支援事業の補助対象とならない場合であって、かつ、一気通貫が実現できている場合に、本事業の対象となる。

<p>その他ハードウェア (例：介護ソフトと連動する体温計、血圧計等)</p>	<p>記録業務、情報共有業務、請求業務に資するものであれば対象となるが、補助の可否については、個別・具体的に判断する。 なお、バックオフィス業務を目的とした機器等の導入や事業所内に設置するパソコンやサーバー等は対象外。</p>
---	---

○補助率 3 / 4 関係

<p>補助率 3 / 4 要件について、3つの要件があるが、これら全てを満たす必要があるか。</p>	<p>3つの要件のうちのいずれかを満たすことで足りる。</p>
<p>[LIFE 関係] LIFE の活用が要件となる加算を算定できるサービス種別のみが対象となるのか。</p>	<p>LIFE 自体は全てのサービス種別を対象にしている。LIFE の活用が要件となる加算を算定できないサービス種別であっても、LIFE にデータ提供を行い、フィードバックを活用した PDCA サイクルによるケアの質の向上に取り組むことは可能であるため、加算の算定の有無に関わらず、LIFE を活用する全てのサービス種別が対象となる。</p>
<p>[LIFE 関係] 「(参考様式 2) LIFECSV 取込機能への対応状況確認書」について、事業所において記載し、提出をしても良いか。</p>	<p>参考様式 2 を提出する場合、介護ソフトベンダーから提出を受けたものを県へ提出すること。なお、カタログや仕様書等で対応状況が分かる場合、カタログ等の提出でも差し支えない（この場合、参考様式 2 の提出は不要）。</p>
<p>[データ連携関係] 介護施設等の場合であって、外部との情報の連携がない場合、どのような情報を連携すれば良いか。</p>	<p>ケアプラン標準仕様の対象とならない介護施設等については、居宅介護支援事業所とのデータ連携が不要であるため、施設ケアプランの施設内共有のみをもって 3 / 4 の補助率とはならない。他の要件による補助率 3/4 の適用を検討いただきたい。</p>
<p>[データ連携関係] データの連携の内容は、こういったものか。</p>	<p>居宅サービス計画書や、各サービスの計画書、提供実績等、利用者のケアに関する情報を連携する必要がある。</p>
<p>[データ連携関係] PDF ファイルで連携している場合は対象となるか。</p>	<p>転記が発生するため、対象外となる。</p>

○その他

<p>事前協議時点では、介護保険法上の指定を受けていないが、今年度中に指定を受ける予定である。対象事業所となるか。</p>	<p>対象外。事前協議時に介護保険法上の指定又は許可を受けている事業所が対象となる。</p>
<p>サービス付き高齢者向け住宅を運営しているが、対象事業所となるか。</p>	<p>対象外。介護保険法上の指定又は許可を受けている事業所が対象とであるため、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等は対象外となる。 なお、特定施設入居者生活介護（地域密着型、介護予防を含む。）の指定を受けている場合は対象となる。</p>
<p>県からの内示前に、ICT 機器を購入（導入のための契約締結）していたが、補助対象となるか。</p>	<p>対象外。県からの内示前に購入、リース又はレンタル契約を締結したものは補助対象外となる。</p>
<p>ICT 機器をリースにより導入する場合、期間等に要件はあるか。</p>	<p>リース等により導入する場合は、3年以上のリース等期間であることが要件である。</p>
<p>リース等の月額制の料金について、補助の対象となる期間はいつまでか。</p>	<p>導入機器等の費用負担が複数年度に渡る場合、導入年度の3月末までが対象となる。 (例) 毎月5万円のリースを令和6年1月～令和10年12月までの契約で支払う場合対象になるのは、令和6年1月～3月までの15万円のみ。 この点、1月に6か月分の30万円を前払いした場合であっても、対象になるのは1月から3月までの15万円である。</p>
<p>補助要件に、LIFEによる情報提供に協力することとあるが、事前協議時点で利用申請が必要か。</p>	<p>導入計画書において、協力の意思を示すことで足りる。なお、3/4補助率の「LIFE要件」を適用する場合には、利用申請をしていることが必要となる。</p>
<p>「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言することが要件となっているが、宣言をしたことが分かるものとしてはどのようなものを提出したら良いか。</p>	<p>①自己宣言申し込み後に送付される「自己宣言完了のお知らせメール」の写し ②自己宣言申し込み後1～2週間後に送付される「申込受理のご連絡」メールの写し ③「自己宣言者サイト」にログインし、「利用者情報」や「自己宣言状況」がわかる画面の写し のいずれかを提出してください。</p>

<p>補助要件に、厚生労働省へ「導入効果報告」をすることとあるが、いつ、どのように報告すればよいか。</p>	<p>導入効果報告は、ICT 機器導入の翌年度と翌々年度にすることとされている。具体的な報告内容・報告方法・報告期限等の詳細は、毎年度、厚生労働省から通知される。なお、導入効果報告は実施要綱上、事業実施の要件となっているため、報告がない場合には交付決定の取り消しとなる場合があることにご留意いただきたい。</p>
<p>過年度に本事業により補助を受けたことがある。補助上限額まで交付を受けていないため、本年度も申請をするが、補助上限額算出の際の「職員数」が過年度と異なる場合、どちらを選択すれば良いか。</p>	<p>補助上限額算出の際の「職員数」の区分については、過年度に交付した際と本年度申請時点の職員数で少ない方の区分により算定する。</p>
<p>所要額について、同一所在地で複数サービスを実施しており、導入する通信環境機器等を共用する場合、導入費用を1つのサービスに寄せて申請することは可能か。</p>	<p>事業所単位で所要額を算出する必要があるため、面積按分等の合理的な按分をし、それぞれのサービスで申請をする必要がある。 (指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所とカウントされる。)</p>